

記載例

保護者負担金算定同意書

放課後児童クラブ保護者負担金を決定するため、裏面の必要書類を「票」又は「確定申告書」の写しを、裏面に貼り付けて期限内にご提出ください。また、住民税(非)課税証明書をご提出ください。負担金額については、入室のご確認ください。

なお、算定資料を期限内に提出されない場合は、最高額として決定します。

「保護者負担金算定同意書」は、児童1人につき1部ではなく、1世帯につき1部提出してください。

クラブ名	諏訪 放課後児童クラブ	児童氏名①	富士見 花子 令和 元 年 8 月 6 日生
フリガナ	フジミ タロウ	児童氏名②	年 月 日生
保護者氏名	富士見 太郎	児童氏名③	年 月 日生
電話番号	123-4567-8901	※R8年1月1日現在の住民票のあった市区町村をご記入ください 1 富士見市 ② その他 (ふじみ野市)	
現住所	富士見市鶴馬1800番地1		

※ 以下の項目に該当する方は✓をいれてください。保護者負担金の算定が変わる可能性があります。

☐ 生活保護世帯
☒ ひとり親世帯
☐ 同一世帯に対象の手帳を所持している方がいる ※申請時に提出

2に該当し、かつ(a)を選択する場合は、「令和8年度課税証明書」を併せて提出してください。

以下は、(a)または(b)についてお選びいただき、ご署名ください。

☒ (a) 算定資料を提出します

なお、市民税・所得税の確認に当たって、保護者及び同居の祖父母等扶養義務のある方の課税状況を、保育課が公簿により確認することについて同意します。

保護者氏名 富士見 太郎

<16歳から19歳未満のお子様がいる場合はご記入ください>

該当者氏名	生年月日	住所(別居している場合)	扶養している方
富士見 一郎	H20.5.15		富士見 太郎

※税法改正により、平成23年分から税額を計算する際の扶養控除の取扱いが変わりました。このため、保護者負担金の算定にあたり、控除対象扶養親族のうち16歳以上から19歳未満の方の人数を把握する必要があります。記入が必要なのは、提出していただく源泉徴収票や確定申告書に記載された控除対象扶養親族のうち、生年月日が平成20年1月2日から平成23年1月1日までに該当する方です。

☐ (b) 算定資料を提出しません

4月入室の申請をし、かつ(a)を選択した場合、入室申請の期日と異なります。ご注意ください。

提出期限(電子申請、郵送、市保育課窓口で受付)

4月入室 : (a)令和9年3月10日(水) (b)入室申請書と同時提出
5月以降入室 : (a)(b)入室申請書と同時提出

保育課使用欄

税 状 況	父	○	所	均	非
	母	○	所	均	非
	他	○	所	均	非
	計	○	所	均	非

市民税 所得割額	
母子・父子・手帳	

市階層	
前年度	
兄弟	有・無

入	FC	SC

の り し ろ（源泉徴収票用）

の り し ろ（確定申告書用） 添付資料がこの用紙からはみ出ないように貼ってください

必要な書類（いずれもこの面に添付してください）

令和8年中は働いていた

はい → 会社から源泉徴収票を貰っている → はい → 確定申告をする → 令和8年分 源泉徴収票(コピー)

いいえ → 会社から源泉徴収票を貰っている → いいえ → 令和8年分 確定申告書(コピー) 第1、第2表(ある場合は第3表以降) 又は住民税の申告書(コピー)

いいえ → 誰かの扶養になっている → いいえ → 令和8年分 確定申告書(コピー) 第1、第2表(ある場合は第3表以降) 又は住民税の申告書(コピー)

はい → 誰かの扶養になっている → はい → 扶養者の源泉徴収票(コピー) 又は確定申告書(コピー) 第1、第2表(ある場合は第3表以降) 又は住民税の申告書(コピー)

上記のどれにも該当しない → はい → 保育課窓口相談

下記に当てはまる方は、上記の書類とは別に提出していただく必要があります。

生活保護受給の方 → 生活保護受給証明書

令和8年1月1日時点で 富士見市に住民票がない方 → ※ 年度途中の申込等で、一度提出している方は不要です。 → 住民票があった自治体の発行する 令和8年度市・県民税(非)課税証明書

同一世帯に「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」等を所持している方がいる → ※ 毎年度提出が必要です。入室申請時に提出している方は再提出不要です。 → 「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」等の写し

＜ 提出時の注意事項 ＞

- ①算定を希望する場合（a）、上表の算定資料の提出が必要なのは、児童の保護者（親権者（父、母）、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）全員分です。すべて揃った状態で提出期限までにご提出ください。
- ②提出された算定資料を基に算定した結果、最高額の決定となる場合があります。
- ③提出された算定資料以外の所得があった場合には、年度当初に遡り保護者負担金額を変更する場合があります。
- ④最高額での決定に同意される方（b）は、上表の算定資料の添付は不要です。表面に必要事項をご記入のうえ、入室申請書と併せてこの用紙をご提出ください。

【提出方法】

↓ 電子申請はこちら ↓

- ・ 電子申請 埼玉県市町村電子申請・届出サービス（「富士見市電子申請・届出サービス」）



- ・ 郵 送 <送付先>〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1 富士見市役所子ども未来部保育課 放課後児童係

- ・ 保育課窓口持参